



企業版ふるさと納税をお考えの

## 企業の皆さんへ

「ふるさと×NPO 京どねーしょん」とは

京都府では、地域の課題解決に取り組む多様なNPOが活動しています。

「ふるさと×NPO 京どねーしょん」は、皆さまからのふるさと納税で、そうした活動を応援する取組です。

京どねーしょんを通じていただいた寄附は、

子育て・福祉・人材育成等、分野を超えて

地域のニーズに応える活動のために

活用され、住民同士のつながりや

安心を育み、暮らしを守る

大切な営みを支えます。

企業の皆さまの力が、

地域の未来を大きく動かします。

あたたかいご支援を、

どうぞよろしくお願ひいたします。



## 企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税とは、企業が地方自治体の地方創生の取組に対し寄附を行うことで、**最大9割の税負担軽減**を受けながら、地域社会への貢献を実現できる制度です。

**社会貢献** 地域課題の解決や持続可能な社会づくりに貢献できます。

**企業価値の向上** SDGsへの取り組みや地域との連携が、企業のブランド力を高めます。

## 寄附対象団体について

寄附対象団体の詳細は、京どねーしょんHPでご覧いただけます。

<https://www.pref.kyoto.jp/kyo-donation/donation.html#List>



# 企業版ふるさと納税による寄附手続の流れ

項目番	項目	内 容	実施主体
1	寄附の申出、御相談	府宛てに電話又はメールにより御連絡ください。 ・京都府文化生活部文化生活総務課府民協働係 電 話：075-414-4865 メール： <a href="mailto:bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp">bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp</a> (件名：「企業版ふるさと納税について」)	企業
2	要件等の確認	御相談いただいた内容を基に、企業版ふるさと納税における要件等を確認した上で、申出の様式※を企業宛てにメールにより送付します。 ※ 寄附申出書、寄附申出書別紙、調査票	府
3	寄附申出書の提出	2で送付された様式に必要事項を記入の上、府宛てに御提出ください。	企業
4	納付書の送付	寄附申出書の提出から約1箇月を目途に、企業宛てに納付書を送付します。	府
5	寄附（口座振込）	金融機関にて寄附金を納付してください。	企業
6	受領証等の発行	納付確認後に、受領証等を企業宛てに郵送します。 ※ 受領証の発行に一定の期間が必要であることから、決算期から近い日程で寄附を行う場合は、事前に府と御相談いただきますようお願いいたします。	府
7	税申告の手続	郵送した受領書等を基に、適宜税申告の手続をお願いいたします。	企業
8	報告書の送付	寄附受入れの翌年度以降、本事業の決算額が確定次第、報告書を企業宛てにメール等により送付します。	府

## ○企業版ふるさと納税に係る注意事項

- ・京都府外に本社を有する、青色申告書を提出している法人（外国法人含む）が対象です。
- ・1回当たり10万円以上の寄附を対象とし、金銭による寄附のみ受け付けます（土地、建物、人材派遣型等による寄附は、本事業では受け付けておりません）。
- ・寄附を行うことの代償として、寄附対象団体及び府から経済的な利益を一切受けることはできません。
- ・寄附を行った企業名は、府HP等で原則公表します。
- ・団体指定寄附において、寄附金使途の審査の結果、御希望の寄附対象団体へ交付金が交付できない場合は、府が実施する協働推進事業に寄附金を活用します。
- ・寄附申出書の受理後は、原則として当該年度末（3月31日）までに府への納付をお願いしています。年度末に寄附の申出をいただく場合は、受理日について別途、御相談させていただくことがありますのでご了承ください。

### 【お問合せ】

京都府文化生活部文化生活総務課府民協働係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 旧本館1階

電話：075-414-4865 メール：[bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp)

Ver.R7.12